

ロースクールを目指すために、法と法曹の役割、心構えをつかむ

日経キャリアマガジン
特別編集

法曹への新しい道 法科大学院 徹底ガイド 2005年度版

巻頭特別インタビュー

日本弁護士連合会副会長 田中 宏 氏

「これからの法曹にのぞむこと」

法律家に求められる心構えを徹底指南

「法曹現場の声」

法科大学院生の常識！ 司法改革ルポ

「司法のこれからを考える」

裁判の仕組みが変わる「裁判員制度」

法が運用できない地域への対策「司法過疎の実態」

法の平等を性差から考える「ジェンダーの視点」



「最新詳細情報報」

全国法科大学院2005年度

●初年度入学者のメッセージ「私たちが法曹を目指す理由」
●2004年度入試結果 ●2005年度入試情報 ●充実したカリキュラム情報と教員紹介

現役教員18人が特別講義！
法曹とロースクールを目指す人のための



2004年度ロースクール入試結果と2005年度入試の行方

「受験予備校からの入試対策アドバイス」

定価 950円(税込)

仕事の現場の法律実務

地方自治体

事例

東京都法務部訟務室

常に住民のことを
考えながら訴訟にあたる

た調整能力、バランス感覚が必要な仕事もあるのだ。

訴訟で表面化した問題点を 行政にファイードバックする

地方自治体の職員として法律にかかる場合、大きく分けて二種類の仕事がある。一つは条例づくりなどの「立法」業務、もう一つは住民訴訟などに対応する「訟務」だ。ここでは通常あまり表に出でこない訟務の仕事を、東京都のケースを見てみよう。

行政の深い知識や
幅広い専門知識も
要求される

熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)の林勝美教授は、東京都の指定訴訟代理人として通算20年間、訴訟実務に携わってきた。扱った事件は400件以上。その種類は、都市計画、環境問題、

医療過誤、学校事故、行政指導など多岐にわたる。行政がかかる問題は幅広く、しかも専門性を要求される事件が多い。「都立病院における医療事故では医師の側に立ち、都立学校における事故のときは教師の側に立ちます。特に医療事故の場合には、当事者である医師と専門用語を駆使して打ち合わせをし、医師を説得できるくらいの専門知識が必要です。私は、そのたびに自費で本を買い集め、必死で勉強しました」と林教授。

自治体の指定訴訟代理人は、必ずしも法曹資格を持つていなくてよいとされている。林教授も弁護士ではない。「でも、必要とする知識は弁護士以上です」(林教授)。行政法、憲法、民法、

医療過誤、学校事故、行政指導など多岐にわたる。行政がかかる問題は幅広く、しかも専門性を要求される事件が多い。「都立病院における医療事故では医師の側に立ち、都立学校における事故のときは教師の側に立ちます。特に医療事故の場合には、当事者である医師と専門用語を駆使して打ち合わせをし、医師を説得できるくらいの専門知識が必要です。私は、そのたびに自費で本を買い集め、必死で勉強しました」と林教授。

元東京都法務部訟務室訟務担当課長
熊本大学大学院法曹養成研究科教授

林 勝美(はやしかつみ)氏

地方分権が進むにつれ、自治体が関係する事件も増えてくると思われます。そうすると、訟務にあたることのできる内部職員や、自治体の顧問弁護士のニーズも高くなっています。法科大学院では、法曹だけではなく、自治体の政策法務の知識をしっかりと身に付ける訟務スタッフも育成していくべきです。そのことが地方行政を活性化することにもつながるのです。私は熊本大学法科大学院で「公共政策法務」「地方自治と法」を担当し、実際に実務で使用した書類などを教材で使いながら授業を行うことにしています。地方自治の時代を踏まえた人材養成が今後、ますます求められると思います。

プロフィール

1970年中央大学法学部卒業。同年東京都に入所し、総務局法務部法務第一課、民事訟務課、不服審査法務室、総務局文書課、建設局の管理課長等を歴任。その後、再び法務部訟務室副参事(法務担当)、同訟務担当課長として訟務実務担当。2002年に退職と共に、公募により熊本大学法学院教授に就任。2004年から現職。

医療過誤、学校事故、行政指導など多岐にわたる。行政がかかる問題は幅広く、しかも専門性を要求される事件が多い。「都立病院における医療事故では医師の側に立ち、都立学校における事故のときは教師の側に立ちます。特に医療事故の場合には、当事者である医師と専門用語を駆使して打ち合わせをし、医師を説得できるくらいの専門知識が必要です。私は、そのたびに自費で本を買

い集め、必死で勉強しました」と林教授。

訴訟法、税法などの基本知識はもちろん、行政全体の仕組みや政

策の中身について、普段表に出ない裏側の部分までも分かつてなければならぬ。その上、事件ごとに専門知識が要求される。それはどこまでに幅広い知識が必要とされる理由について、「今は旧民事訴

訟法のときとは異なり、裁判所が集中審理方式を採っているため、例えば行政の計画や事業の中身について質問されたら、即答できなくてはなりません。「次回まで調べてくる」では済まされないのです」と林教授は説明する。

そんな自治体訟務のやりがいはどこにあるのだろうか。「東京都を守っているという使命感ですね」と林教授。勝訴、敗訴にかか

り約25件を担当するという忙しさだ。週末に仕事を持ち帰ることも多いという。

「住民のことを理解した訟務実務を進める」とによって、住民の目線に合った政策執行が可能になるのです。訟務実務は、自治体のあるべき姿を実現するため、チェック機能を果たしていると言つてもいいでしょう」(林教授)

わらず、訴訟によって問題点が浮き彫りになる。その問題点を行政にファイードバックすることで、正当な仕組みに直していくことができる。「そうやって都政を改善・改革していくことが、都民の生活のためになるのです」(林教授)

また、林教授は次のようにも説明する。「勝てる可能性のある訴訟でも、裁判所の和解勧告に応じることもあります。住民が納得人の職員があり、さらに行政訴訟担当と民事訴訟担当に分かれる。一つの事件について通常2人の職員が担当し、大きな事件は3人以上または法務部出身の弁護士と複数の職員が対応することが多い。通常動いている事件は、一人あたり約25件を担当するという忙しさだ。週末に仕事を持ち帰ることも多い」という。